

高知県漁業調整規則をここに公布する。

○高知県漁業調整規則

(昭和48年3月30日規則第14号)

改正	昭和52年4月1日規則第21号	昭和55年9月9日規則第43号
	昭和58年6月11日規則第24号	平成5年5月21日規則第42号
	平成6年9月30日規則第62号	平成8年1月9日規則第2号
	平成12年3月21日規則第15号	平成13年3月27日規則第42号
	平成13年9月28日規則第150号	平成14年3月29日規則第21号
	平成15年6月18日規則第84号	平成16年10月22日規則第107号
	平成18年5月16日規則第73号の2	平成20年3月31日規則第34号

高知県漁業調整規則

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 漁業の許可(第7条―第33条)
- 第3章 水源資源の保護培養及び漁業の取締り等(第34条―第57条)
- 第4章 罰則(第58条―第61条)
- 付則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令とあいまって、高知県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、漁業法第84条第1項に規定する海面に適用する。

(県内に住所を有しない者の申請又は届出)

第3条 県内に住所を有しない者は、中型まき網漁業(漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業をいう。)に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

全部改正〔平成12年規則15号〕

(代表者の届出)

第4条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、別記第1号様式(1)又は別記第1号様式(2)によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第5条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 漁業法第8条第6項の規定による認可の申請書 別記第2号様式
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 別記第3号様式

一部改正〔平成13年規則42号〕

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第6条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第二種漁業	えびこぎ網漁業 自家用つり餌(じ)料びき網漁業

## 手繰第三種漁業

## 貝けた網漁業

一部改正〔平成5年規則42号・12年15号〕

## 第2章 漁業の許可

## (漁業の許可)

第7条 次に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号ア及び第2号アからクまでに規定する漁業(同号クに規定する漁業にあつては、船舶を使用するものに限る。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、第1号イ及び第2号クからスまでに規定する漁業(同号クに規定する漁業にあつては、船舶を使用するものを除く。)にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、同号ウ、エ、カ、コ、シ及びスに規定する漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

## (1) 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

ア もじゃこ(全長15センチメートル以下のぶりの稚魚をいう。第36条第1項において同じ。)(漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。この水産動物の採捕を目的とする漁業を「もじゃこ漁業」という。)

イ さんご(この水産動物の採捕を目的とする漁業を「さんご漁業」という。)

## (2) 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

ア 小型まき網(総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。)(前号アに規定する漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。この方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)

イ 機船船びき網(前号アに規定する漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。この方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)

ウ 地びき網(この方法による漁業を「地びき網漁業」という。)

エ 敷網(この方法による漁業を「敷網漁業」という。)

オ さし網(カ及びキに掲げる漁業の方法を除く。この方法による漁業を「さし網漁業」という。)

カ 固定式さし網(キに掲げる漁業の方法を除く。この方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)

キ 三枚網(この方法による漁業を「三枚網漁業」という。)

ク 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。)(前号イに規定する漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。この方法による漁業を「潜水器漁業」という。)

ケ 火光を利用するすくい網(この方法による漁業を「火光を利用するすくい網漁業」という。)

コ 小型定置網(この方法による漁業を「小型定置網漁業」という。)

サ 火光を利用する金突(発射装置を有するもり及びやすを使用するものを含む。)(この方法による漁業を「火光を利用する金突漁業」という。)

シ 飼付け(この方法による漁業を「飼付け漁業」という。)

ス 舟びき網(イに掲げる漁業の方法を除く。この方法による漁業を「舟びき網漁業」という。)

全部改正〔平成20年規則34号〕、一部改正〔平成12年規則15号〕

## (許可の申請)

第8条 漁業法第66条第1項又は前条の規定による漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、漁業法第66条第1項の規定による漁業並びに前条第1号ア及び第2号アからクまでに規定する漁業(同号クに規定する漁業にあつては、船舶を使用するものに限る。)(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、同条第1号イ及び第2号クからスまでに規定する漁業(同号クに規定する漁業にあつては、船舶を使用するものを除く。)にあつては当該漁業ごとに、別記第4号様式(1)(小型機船底びき網漁業にあつては、別記第4号様式(2))による申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則34号〕

- 2 第25条の規定により定数が定められた漁業(以下「定数漁業」という。)に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第22条第1項、第27条又は第28条第1項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。
- 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。
- 4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後死亡し、合併により解散し、又は分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可を申請した者の地位を承継する。
- 5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第1項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

一部改正〔平成12年規則15号・13年42号・20年34号〕

(許可の有効期間)

第9条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、第27条又は第28条第1項の規定によって許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については、同一の期日に満了するように定めるものとする。
- 3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において海区漁業調整委員会の意見を聴いて、第1項の期間より短い期間を定めることがある。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(許可証の交付)

第10条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に別記第5号様式(1)(小型機船底びき網漁業にあつては、別記第5号様式(2))の許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第11条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

- 2 許可証の書換え交付の申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。
- 3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規

定する許可証の写しを返納しなければならない。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(許可証の譲渡等の禁止)

第12条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第13条 小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業又は機船船びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側の中央部又は甲板上の両舷側の見やすい場所に別記第6号様式による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業又は機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には速やかに前項の規定によりした表示を消さなければならない。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(許可等の制限又は条件)

第14条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第15条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあっては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第16条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、漁業の許可の内容を変更しようとするときは、別記第7号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第8条第6項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第17条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域又は操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、速やかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)別記第8号様式による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(許可証の再交付の申請)

第18条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(許可証の書換え交付及び再交付)

第19条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第16条の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

(2) 第17条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつ

たとき。

(3) 第29条第2項の規定による届出があったとき。

(4) 第32条第1項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(許可証の返納)

第20条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

一部改正〔平成12年規則15号・13年42号〕

(起業の認可)

第21条 漁業の許可を受けようとする者であって、現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ、起業につき知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記第4号様式(1)による申請書(小型機船底びき網漁業にあつては、別記第4号様式(2))を知事に提出しなければならない。

3 第8条第2項から第6項までの規定は、第1項の認可の申請に準用する。

一部改正〔平成12年規則15号〕

第22条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて漁業の許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(許可等をしない場合)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案につい

て弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成6年規則62号・12年15号〕

(許可等についての適格性)

第24条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第25条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第7条各号に規定する漁業につき、及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により、知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

一部改正〔平成20年規則34号〕

- 2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。
- 3 漁業法第66条第3項の規定により、知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第1項の規定によって知事が定めた定数とみなす。
- 4 知事は、第1項の定数(前項の規定により、知事が定めたとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを公示する。
- 5 第2項及び前項の規定は、第1項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

一部改正〔平成12年規則15号・20年34号〕

(許可等の基準)

第26条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数を超える場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。
  - (2) 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。
- 2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数を超えることとなる場合において、その申請のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第8条第3項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており、又は受けていた者にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であってその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を超えないものについてした申請に限る。)であるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の

申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすれば定数を超えることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 当該漁業の操業状況
- (2) 各申請者が当該漁業に依存する程度
- (3) 船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(許可等の特例)

第27条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者がその許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
- (2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

一部改正〔平成12年規則15号〕

第28条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合
- (2) 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。
- (3) その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であって、別に定めて公示するものを営み、若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合
- (4) 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第2号若しくは第3号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更し

ようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成12年規則15号・13年42号〕

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第29条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年規則42号〕

(許可等の取消し)

第30条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第24条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

一部改正〔平成6年規則62号〕

第31条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次条第1項若しくは第49条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示、同条第11項の規定に基づく命令、同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において読み替えて準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき、就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成6年規則62号・12年15号・13年150号〕

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第32条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることがある。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第1項及び第2項の場合は、第30条第2項の規定を準用する。



一部改正〔平成6年規則62号・12年15号〕

(許可等の失効)

第33条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第29条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号のいずれかに該当するものは、その効力を失う。

(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

第3章 水源資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第34条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

(禁止期間)

第35条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名称	禁止期間
いせえび	5月1日から9月15日まで
さざえ	9月1日から翌年3月31日まで
あわび	9月1日から翌年3月31日まで
とこぶし	9月1日から翌年3月31日まで
あなごう	9月1日から翌年3月31日まで
てんぐさ類 (まくさ、おばくさ及びおにくさをいう。)	9月1日から翌年2月末日まで
ふのり	10月1日から翌年2月末日まで
あらめ	10月1日から翌年6月30日まで
あゆ	12月31日から翌年5月15日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(体長等の制限)

第36条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採

捕する場合又はもじゃこ漁業若しくはもじゃこの採捕を目的とする中型まき網漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ
あわび	殻長9センチメートル以下
とこぶし	殻長3センチメートル以下
あなごう	殻長3センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
いせえび	体長13センチメートル以下(体長は、眼の付根より尾端までとする。)
ぶり(もじゃこ)	全長15センチメートル以下

一部改正〔平成20年規則34号〕

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

一部改正〔平成20年規則34号〕

(漁業の禁止)

第37条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、これを営んではならない。

- (1) 空つりこぎ
- (2) 沖縄式追込網
- (3) ごち網

全部改正〔平成20年規則34号〕

(漁法の禁止)

第38条 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 油づけえさ(油づけいか(方言「くさいか」)その他油性物を利用したえさ及び擬じをいう。)を使用する漁法

(漁具の制限)

第39条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあっては、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

名称	範囲
えびこぎ網	<p>第41条の表の小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌じ料びき網漁業を除く。)の項の(1)に規定する海域においては、</p> <p>袋網の網目15センチメートルにつき12節から22節まで            ビームの長さ5メートル以下            使用する漁具は、1統以内</p> <p>第41条の表の小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌じ料びき網漁業を除く。)の項の(2)に規定する海域においては、</p> <p>袋網の網目15センチメートルにつき14節以下            ビームの長さ15メートル以下            使用する漁具は、1統以内</p> <p>第41条の表の小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌じ料びき網漁業を</p>

	除く。)の項の(3)に規定する海域においては、 袋網の網目15センチメートルにつき12節から22節まで ビームの長さ11メートル以下 使用する漁具は、1統以内
自家用つり餌(じ)料びき網	袋網の網目15センチメートルにつき12節から22節まで ビームの長さ3メートル以下 使用する漁具は、1統以内
貝けた網	けたの幅は、140センチメートル以内 けたの高さは、40センチメートル以内 使用する漁具は、1統以内
機船船びき網	ひうち(袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。)の末端から魚捕部の末端までの網地はもじ網とし、網目は50センチメートルにつき120径以上 使用する漁具は、1統以内

一部改正〔平成5年規則42号・12年15号・18年73号の2〕

(漁具の積載禁止)

第40条 小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項に規定する滑走装置を備えた桁及び網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んで서는ならない。

一部改正〔平成8年規則2号〕

(禁止区域)

第41条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、これを操業してはならない。

漁業種類	禁止区域
火光を利用する金突漁業	高知港内(高知市浦戸えびす簀から真方位334度34分(真方位による。以下同じ。)の線以東の外海を除いた区域)以外の海域。ただし、国分川中旧青柳橋から上流、鏡川中雑喉場橋から上流、下田川中旧五台山橋から上流、新川川(長浜川)中梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流、十津川中弥生橋から上流及び竹島川中孕橋から上流の区域を除く。
網漁業	(1) 次のアからエまでの各点を順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた海域 ア 高知市浦戸高知灯台(アからエまで並びに(2)及び(3)において「基点甲」という。)から157度10分の線上基点甲から4,120メートルの点 イ 基点甲から159度10分の線上基点甲から6,900メートルの点 ウ 基点甲から141度30分の線上基点甲から7,360メートルの点 エ 基点甲から129度40分の線上基点甲から4,860メートルの点 (2) 次のアからエまでの各点を順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた海域

	<p>ア 基点甲から113度15分の線上基点甲から7,920メートルの点</p> <p>イ 基点甲から122度35分の線上基点甲から9,160メートルの点</p> <p>ウ 基点甲から113度40分の線上基点甲から10,920メートルの点</p> <p>エ 基点甲から105度10分の線上基点甲から9,920メートルの点</p> <p>(3) 次のアからエまでの各点を順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた海域</p> <p>ア 基点甲から194度40分の線上基点甲から5,680メートルの点</p> <p>イ 基点甲から189度55分の線上基点甲から6,800メートルの点</p> <p>ウ 基点甲から179度35分の線上基点甲から6,440メートルの点</p> <p>エ 基点甲から182度25分の線上基点甲から5,240メートルの点</p>
<p>小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌(じ)料びき網漁業を除く。)</p>	<p>次の(1)、(2)及び(3)に規定する海域以外の高知県海域</p> <p>(1) 次のアからオまでの各点を順次に直線で結んだ線及びオア間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線により囲まれた海域</p> <p>ア 旧香美郡吉川村、旧南国市久枝漁業協同組合共同漁業権境界基点(北緯33度32分7秒、東経133度41分21秒)</p> <p>イ アから174度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合12,000メートルの点</p> <p>ウ 高知市浦戸高知灯台から164度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点</p> <p>エ オから154度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点</p> <p>オ 高知市仁淀川東岸基点(境界標識灯)</p> <p>(2) 次のアからエまでの各点を順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた海域。ただし、最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートル以内の海域を除く。</p> <p>ア 幡多郡大月町白埼</p> <p>イ アと宿毛市沖ノ島町烏帽子埼を直線で結んだ線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台を直線で結んだ線との交点</p> <p>ウ 宿毛市大藤島頂上から同市沖ノ島町鶉来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面埼との中央点を見通した線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台を直線で結んだ線との交点</p> <p>エ 宿毛市大藤島頂上</p> <p>(3) 青木崎突端から磁針方位125度線以東、下甲崎突端から磁針方位170度線に至る海域中、久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線(通称トオル間)及びその延長線以北の海域。ただし、次のア、イ及びウに規定する海域を除く。</p> <p>ア 次の(ア)から(キ)までの各点を順次に直線で</p>

	<p>結んだ線以北の海域</p> <p>(ア) 須崎市山崎鼻西端((イ)から(キ)までにおいて「基点甲」という。)から真方位132度27分の線と須崎市角谷崎高嶮南端((イ)から(キ)までにおいて「基点乙」という。)から真方位101度9分の線との交点</p> <p>(イ) 基点甲から真方位188度6分の線と基点乙から真方位120度57分の線との交点</p> <p>(ウ) 基点甲から真方位182度9分の線と基点乙から真方位133度32分の線との交点</p> <p>(エ) 基点甲から真方位194度34分の線と基点乙から真方位149度25分の線との交点</p> <p>(オ) 基点甲から真方位201度11分の線と基点乙から真方位139度48分の線との交点</p> <p>(カ) 基点甲から真方位202度17分の線と基点乙から真方位141度51分の線との交点</p> <p>(キ) 基点甲から真方位232度10分の線と基点乙から真方位188度50分の線との交点</p> <p>イ 次の(ア)から(エ)までの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域</p> <p>(ア) 須崎市しるでん岬南端</p> <p>(イ) (ア)から真方位181度14分の線と須崎市久通沖ノ嶮東端((ウ)において「基点甲」という。)から真方位70度36分の線との交点</p> <p>(ウ) (エ)から真方位173度16分の線と基点甲から真方位205度48分の線との交点</p> <p>(エ) 須崎市久通観音崎南東端</p> <p>ウ 次の(ア)から(ウ)までの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域</p> <p>(ア) 須崎市コウギノ鼻東南端</p> <p>(イ) (ア)から真方位161度44分の線と須崎市野見崎西端から真方位235度0分の線との交点</p> <p>(ウ) 須崎市大長岬西端</p>
--	---

一部改正〔平成20年規則34号〕

一部改正〔平成20年規則34号〕

一部改正〔平成5年規則42号・12年15号・16年107号・18年73号の2・20年34号〕

## (漁業の禁止期間)

第42条 次の表の左欄に掲げる漁業種類については、同表の中欄に掲げる期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。

漁業種類	禁止期間	禁止区域
小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌(ジ)料びき網漁業を除く。)	1月1日から3月31日まで	第41条の表の小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌(ジ)料びき網漁業を除く。)の項の(1)及び(2)に規定する海域
小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌(ジ)料びき網漁業を除く。)	12月21日から4月30日まで及び8月11日から同月31日まで	第41条の表の小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌(ジ)料びき網漁業を除く。)の項の(3)に規定する海域

一部改正〔平成5年規則42号・12年15号・15年84号・16年107号・18年73号の2〕

## (漁船の総トン数及び馬力数の制限)

第43条 えびこぎ網漁業については、次の表の左欄に掲げる海域において、それぞ

れ同表の中欄に掲げる総トン数及び同表の右欄に掲げる馬力数を超える漁船を使用してはならない。

海域	総トン数	馬力数
第41条の表の小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌じ料びき網漁業を除く。)の項の(1)に規定する海域	5トン	48キロワット
第41条の表の小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌じ料びき網漁業を除く。)の項の(2)に規定する海域	5トン	80キロワット
第41条の表の小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌じ料びき網漁業を除く。)の項の(3)に規定する海域	10トン	540キロワット

2 自家用つり餌(じ)料びき網漁業については、総トン数3トン及び馬力数10キロワットを超える漁船を使用してはならない。

3 貝けた網漁業については、総トン数3トンを超える漁船を使用してはならない。

全部改正〔平成18年規則73号の2〕

(夜間の操業禁止)

第44条 機船船びき網漁業は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(電気設備の制限)

第45条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用する漁船には、1漁船につき、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。

漁業種類	総設備容量の範囲	
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	発電機(蓄電池を含む。)	7.5キロワット
	集魚灯に使用する電球	7.5キロワット
敷網漁業のうちさんま棒受網漁業	発電機(蓄電池を含む。)	10キロワット
	集魚灯に使用する電球	10キロワット

2 次の表の左欄に掲げる漁業には、一漁ろう単位につき、同表の右欄に掲げる隻数を超える火船を使用してはならない。

漁業種類	火船の隻数
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3隻

一部改正〔平成12年規則15号〕

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第46条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、別記第9号様式による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。

(遊漁者の漁具及び漁法の制限)

第47条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合以外の水産動植物の採捕は、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により行ってはならない。

- (1) 竿つり及び手つり
- (2) たも網及びさ手網(火光その他の照明を利用するものを除く。)
- (3) 投網
- (4) は具
- (5) 歩行徒手採捕

一部改正〔平成12年規則15号〕

(試験研究等の適用除外)

第48条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、別記第10号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、別記第11号様式による許可証を交付する。
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。
- 7 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 9 第11条の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第49条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

一部改正〔平成20年規則34号〕

- 2 前項前段の規定による停泊期間は、40日を超えないものとする。  
一部改正〔平成20年規則34号〕
- 3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第1項後段の規定による停泊期間は、10日を超えないものとする。

一部改正〔平成20年規則34号〕

一部改正〔平成6年規則62号・12年15号・20年34号〕

(船長等の乗組み禁止命令)

第50条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

一部改正〔平成20年規則34号〕

2 前項の場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

一部改正〔平成6年規則62号・12年15号・20年34号〕

(無許可船舶に対する停泊命令)

第51条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

一部改正〔平成20年規則34号〕

2 前項の規定による停泊期間は、40日を超えないものとする。

一部改正〔平成20年規則34号〕

3 第1項の場合には、第49条第3項及び第4項の規定を準用する。

一部改正〔平成6年規則62号・12年15号・20年34号〕

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第52条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し期間を指定し、専ら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(停船命令)

第53条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることがある。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 別記第12号様式による信号旗Lを掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

全部改正〔平成15年規則84号〕



(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第54条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なく、その命ぜられた方法により、当該標識を建設し、又は設置し、かつ、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第55条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくははき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(定置漁業等の漁具の標識)

第56条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記第13号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

一部改正〔平成12年規則15号〕

(はえなわ漁業及び刺網漁業の漁具標識)

第57条 次に掲げるはえなわ漁業及び刺網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者は、その操業中、幹なわ又は網の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンを付け、幹なわの中間に300メートルごとに浮標を付けなければならない。この場合夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

(1) まぐろはえなわ漁業

(2) さんま刺網漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

一部改正〔平成12年規則15号〕

#### 第4章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第15条、第34条第1項、第35条、第36条、第38条から第45条まで、第46条第1項又は第48条第6項の規定に違反した者

一部改正〔平成20年規則34号〕

(2) 第14条、第32条第1項、第46条第3項又は第48条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3) 第32条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者

(4) 第34条第2項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項又は第52条の規定による命令に違反した者

一部改正〔平成20年規則34号〕

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

一部改正〔昭和55年規則43号・58年24号・平成12年15号・20年34号〕

第59条 第11条第1項(第48条第9項において準用する場合を含む。)、第13条第1項若しくは第2項又は第47条の規定に違反した者は、科料に処する。

一部改正〔昭和55年規則43号・平成12年15号〕

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第58条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

一部改正〔昭和55年規則43号・平成12年15号〕

第61条 第11条第3項(第48条第9項において準用する場合を含む。)、第12条、第17条、第18条、第20条第1項若しくは第2項、第29条第2項、第31条第4項若しくは第5項又は第48条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

一部改正〔昭和55年規則43号・平成12年15号〕

#### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 高知県漁業調整規則(昭和26年高知県規則第56号)
  - (2) 高知県小型機船底びき網漁業調整規則(昭和27年高知県規則第11号)
- 3 廃止前の高知県漁業調整規則又は高知県小型機船底びき網漁業調整規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいてした許可、認可その他の知事の処分申請又は届出であつて、この規則の施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基づいてすることができるものに限り、これに基づいてしたものとみなす。
- 4 前項の規定によりこの規則の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、従前の残存期間とする。
- 5 この規則の施行前に、旧規則により交付した許可証は、この規則の相当規定により交付した許可証とみなす。
- 6 この規則の施行前20日以内に漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散し、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人が当該漁業の許可又は起業の認可を受けていない場合は、この規則の施行日をもって死亡し、又は解散した日とみなす。
- 7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 この規則第47条の規定については、同条の規定にかかわらず施行の日から当分の間は、旧高知県漁業調整規則第41条の規定による。

附 則(昭和52年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年9月9日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年6月11日規則第24号)

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則(平成5年5月21日規則第42号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日規則第62号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成8年1月9日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした申請又は届出に係る第3条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の高知県漁業調整規則第11条第2項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、この規則による改正後の高知県漁業調整規則第11条第2項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。
- 4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月27日規則第42号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月28日規則第150号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は、この規則による改正後の第43条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年6月18日規則第84号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年10月22日規則第107号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県漁業調整規則の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則(平成18年5月16日規則第73号の2)

この規則は、平成18年5月17日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第41条の表の改正規定(「吾川郡春野町」を「高知市」に改める部分に限る。)及び別記第6号様式の図例(2)の備考の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 次項に規定する場合を除き、この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により知事がした許可、認可その他の処分(以下「旧許可等」という。)を受けている者は、この規則による改正後の高知県漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により知事がした許可、認可その他の処分(以下「新許可等」という。)を受けた者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第7条第11号に掲げる小型定置漁業(えり及びやな漁業を除く。)又は同条第13号に掲げる金突漁業(火光を利用するものに限る、発射装置を有するもり及びやすを含む。)に係る旧許可等を受けている者は、改正後の規則第7条第2号コに掲げる小型定置網又は同号サに掲げる火光を利用する金突(発射装置を有するもり及びやすを使用するものを含む。)により営む漁業に係る新許可等を受けた者とみなす。
- 4 前2項の規定により新許可等を受けた者とみなされる者に係る当該新許可等の有効期間は、改正後の規則第9条第1項及び第22条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日におけるその者に係る当該旧許可等の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記第1号様式(1)(第4条関係)

代表者選定届

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

第1号様式(2)(第4条関係)

代表者変更届

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

第2号様式(第5条関係)

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

第3号様式(第5条関係)

## 漁業免許申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第4号様式(1)(第8条、第21条関係)

## 漁業許可(起業認可)申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第4号様式(2)(第8条、第21条関係)

## 小型機船底びき網漁業許可(起業認可)申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第5号様式(1)(第10条関係)

## 漁業許可証

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第5号様式(2)(第10条関係)

## 小型機船底びき網漁業許可証

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第6号様式(第13条関係)

## 許可番号表示

[別紙参照]

一部改正〔平成5年規則42号・12年15号・20年34号〕

## 第7号様式(第16条関係)

## 漁業許可(起業認可)の内容変更許可申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第8号様式(第17条関係)

## 漁業許可証書換え交付申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第9号様式(第46条関係)

## 岩礁破碎等許可申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第10号様式(第48条関係)

## 特別採捕許可申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

## 第11号様式(第48条関係)

## 特別採捕許可証

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

第12号様式(第53条関係)

信号旗L

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕

第13号様式(第56条関係)

漁具の標識

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則15号〕